

宮代町立図書館協議会運営規則

平成5年12月21日 教委規則第4号

最終改正 平成23年1月12日 教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、宮代町立図書館設置及び管理条例（平成5年宮代町条例第24号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、宮代町立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任命)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条に規定する者のうちから宮代町教育委員会が委嘱する。

2 教育委員会は、前項の委嘱をするに当たり、委員の一部を公募により選出するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、条例第17条第3項に規定する委員の任期と同様とする。

(職務)

第4条 会長及び副会長の職務は、次のとおりとする。

（1）会長は、協議会の会務を総理し、代表する。

（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、宮代町教育委員会が定める。